

事務連絡  
令和元年8月28日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$  児童福祉主管課御中

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課児童相談係

災害により被災した子ども等に対する児童相談所における支援の実施について

平素より児童福祉行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害の発生に伴い、避難所等での生活を余儀なくされている被災者の方々については、急激な生活環境の変化や今後の見通しへの不安から、心身の健康への影響が生ずることが想定されます。

特に、子どもやその家族（以下「子ども等」という。）に対しては、きめ細やかな支援を行う必要があることから、児童相談所においては、避難所等を巡回する保健師等と連携し、被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、保健所や医療機関等の関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、避難所等に児童相談所の相談活動内容等を記載したポスターやチラシを配付するなど、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行っていただくようお願いいたします。

なお、災害時における児童相談所の支援活動内容等については、別添「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」（平成25年4月18日付け雇児総発0418第1号）を参照願います。

（担当者）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童相談係 野中、石井、稲田、高梨

TEL:03-3595-2504

E-mail:nonaka-kazunori@mhlw.go.jp

ishii-kentarou@mhlw.go.jp

inada-shuujii.pu3@mhlw.go.jp

takanashi-kousuke.cx9@mhlw.go.jp



雇児総発0418第1号  
平成25年4月18日

都道府県  
各指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

### 「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」について

平素より児童福祉行政に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、初めて全国規模で児童福祉司及び児童心理司が被災地に派遣され、震災孤児・遺児の把握や被災した子どものケア、相談支援等の活動を行ってきたところです。

今回の支援活動の経験を基に、広範な地域に甚大な被害を与える災害における、支援が必要な子ども・家庭を把握する方法や、児童相談所の機能を発揮した支援活動内容及び被災地への児童相談所職員の派遣と被災地での受け入れ調整の体制などのシステムを構築するために、別添のとおり「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」を作成したので通知します。

貴職におかれましては、同ガイドラインの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所並びに管内の市町村及び関係機関に周知いただき、平時からの準備にご活用頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。



## 災害時における児童相談所の活動ガイドライン 目 次

はじめに	1
<b>I. 被災地における児童相談所の活動</b>	
1. 活動拠点となる施設・設備の安全確保と執務体制の確立	3
2. 安否確認と安全確保	3
3. 災害時における児童相談所各担当部署の役割分担	5
4. 避難所における活動	6
5. 保育所・学校等や健診会場等への訪問	10
6. 児童相談所内の情報共有と進行管理	11
7. スタッフの健康管理とメンタルヘルスへの配慮	11
8. 援助要請と受け入れ体制の整備	11
9. 関係機関や民間団体の活動との連携	13
10. 住民や関係機関への情報提供	15
11. 応援派遣職員へのサポート体制	19
<b>II. 児童相談所の応援派遣活動のあり方</b>	
1. 他の自治体からの職員派遣のしくみ	20
2. 応援派遣活動の留意点	23
<b>III. 災害発生時から復興期までのフェーズ別児童相談所活動</b> ··· 27	
<b>IV. 平常時の児童相談所の備え</b>	
1. 被災時のための準備	35
2. 応援派遣のための準備	39
3. 災害時を想定した研修内容	39
<b>V. 要保護児童調査マニュアル</b>	
1. 事前準備	41
2. 間接調査	42
3. 直接調査	42
参考文献	46

# 災害時における児童相談所の活動ガイドライン

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、近年の災害において類を見ない広範な地域に大規模な被害を与える、多くの子どもが震災孤児<sup>1</sup>や震災遺児<sup>2</sup>となった。このような災害時に親を亡くした子どもに対する早期からの保護・支援は無論のこと、震災孤児・震災遺児等を養育する保護者・親族、さらには児童福祉関係者への支援も重要である。

大規模な災害時における相談支援活動は、発災直後においては、親を亡くした子どもの保護や、災害前より支援してきた子ども・家庭の状況の把握が中心であり、復興期においては、被災した子どもの中長期的な心のケア、震災孤児や震災遺児を養育する家庭への支援が求められる。しかし、発災後は混乱した状況であり、震災孤児や震災遺児の把握が難しく、またこれらの子どもを保護している者が児童福祉サービスの情報を得ることも難しい。そのため、災害時に支援が必要な子どもや家庭へ適時に児童福祉サービスを提供することが課題の一つとなる。

東日本大震災では、初めて全国規模で児童福祉司及び児童心理司が被災地に派遣され、震災孤児や震災遺児の把握や被災した子どものケア、相談支援等の活動を行った。しかし、災害発生時における児童相談所活動のあり方について示されたものは少なく、支援活動において混乱を生じたことは事実である。このため、今回の支援活動を基に、広範な地域に甚大な被害を与える災害における震災孤児や震災遺児など、支援が必要な子ども及び家庭を把握する方法や、発災直後からの児童相談所の機能を発揮した支援活動内容、さらには被災地への児童相談所職員の派遣と被災地での受け入れ体制などのしくみを構築するために、大災害時における児童相談所の活動ガイドラインを作成した。

---

<sup>1</sup>震災孤児とは、大震災により両親が亡くなったり又は行方不明となったりした児童のこと。（ひとり親家庭であって、震災により、そのひとり親が亡くなったり又は行方不明となったりした児童を含む。）児童の年齢は震災発生時に 18 歳未満であったものをいう。

<sup>2</sup>震災遺児とは、大震災によりひとり親となってしまった児童のこと。児童の年齢は震災発生時に 18 歳未満であったものをいう。（震災発生時に胎児であった児童を含む。）

## 大災害時児童相談所活動の基本

### 発災直後の安否確認

発災直後は、来庁者や職員の安否確認と避難誘導、建物・設備の点検が最優先課題となるが、同時に、一時保護や施設入所措置、里親・ファミリーホーム委託を行っている子どもたちやその家族の安否確認、在宅指導中の子どもたちやその家族の安否確認が必要となる。

### 要保護児童の調査

避難住民が避難所等での生活を始めた段階で、各避難所を訪問し、震災孤児等の要保護児童を把握することが重要な課題となる。また、保護者の方を亡くした遺児についても、できるだけ速やかに把握して必要な支援につなぐ。

### 多機関連携による支援

これらの作業と同時にできるだけ早い段階で、避難所や保育所、学校等を巡回し、生活面や心理面で課題をもつ子どもたちやその家族の相談に対応していく必要があるが、被災家庭は同時に種々の困難な課題を抱えていることが多く、生活全体を視野に入れた総合的・複合的な支援が行えるよう、市区町村や関係団体等を含めた支援ネットワークを構築し、相互の緊密な連携を図ることが重要である。

### 派遣職員による支援

被災した自治体では、救護や救援、被災状況の確認に多くの職員が動員され、また職員の被災や建物・設備の損傷、通信手段の遮断等により、行政機能が不全に陥る。児童相談所では、支援児童や家族の安否確認、震災孤児・震災遺児の把握、被災家族からの相談や被災児童への心のケアなど、膨大な業務が新たに発生するため、他の自治体に対し児童相談所職員による支援要請が必要となる。これらの支援が円滑に図られるためには、各自治体で締結している災害時の相互応援協定や、大規模広域災害発生時においては全国知事会の「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」(平成24年5月18日付)等の枠組みを活用するとともに、応援派遣職員に対して被災地情報を適切に提供することが必要である。

## I 被災地における児童相談所の活動

被災地における児童相談所の活動は、災害の種類、災害の規模、災害発生の季節などによって、その体制や活動拠点のあり方に違いが出てくる。重要なことは、いかに緊急時であっても可及的速やかに活動拠点を確保し、可能な限り組織としての対応がとれるように準備を整え、臨機応変に業務を開始するかということである。

復旧が進むにつれて活動条件が変化したり、活動内容も変わっていくことから、隨時、業務体制の見直しをはかり、適時、適切な活動が行えるよう努める必要がある。

### 1. 活動拠点となる施設・設備の安全確保と執務体制の確立

発災直後から各職員の安否確認、状況確認を行い、施設・設備の安全確保と業務体制の構築を行う。基本的には総責任者である児童相談所長が指揮・監督し、職員体制を確立することとなるが、発生時の状況によっては所長が対応できない場合も想定されることから、そのような場合には事前に定められた代行者が指揮・監督する。（I の3. 参照）

施設・設備の被害状況や職員・来庁者の安否を確認した後は、本庁主管課に状況を報告する。

災害は執務時間内に発生するとは限らない。災害発生が執務時間外であれば、個々の職員は現在地で安全を確保した上で、緊急連絡網などを活用して連絡を取り合い、出勤可能な職員が事務所に赴いて、施設・設備の安全確保と業務体制の構築を行うこととなる。自治体で災害時の職員対応マニュアルがある場合には、それに従う。

災害時の児童相談所活動は、予測できない事態の中で通常の業務内容と異なる業務を求められ、かつ通常の業務量を遥かに上回ることが予測される。また、従事する職員自身が被災している可能性もあり、職員は過酷な状況の中で業務の遂行を余儀なくされる。従って、個々の職員について過重な負担とならないように、ローテーションを組むなどして、疲労の回復に配慮した勤務態勢をとることが大切である。職員が休養をとるために不足する人員については、他の児童相談所や他の自治体から応援を求めることが必要となる。

### 2. 安否確認と安全確保

#### （1）来所者

災害が執務時間内に発生した場合には、その時点で相談のために来所している子どもや家族、あるいは関係機関職員など、来所者の安否確認と安全な避難場所への誘導とを優先事項として行わなければならない。

## (2) 一時保護中の子ども

児童相談所が直接子どもの安全に責任を負っている一時保護中の子どもの安否確認も優先して行わなければならない。同時に施設の被害状況を把握し、安全の確保のために必要な対応を速やかに行うことが求められる。一時保護所の損壊が激しく、子どもの避難が必要な場合は、あらかじめ指定した避難所において子どもを保護する。

なお、安否の状況や児童相談所の対応について、できる限り速やかに保護者へ連絡することが必要であり、可能な場合には子どもと保護者が直接電話で話すことでの両者を安心させるなどの配慮も考える。

一時保護中の子どもについて、その保護者から引き取り要請があった際には、ケースの主訴や保護者の状況、一時保護所の復旧の見通しなどをふまえて、個々の事例に応じて慎重に判断することが必要となる。

一時保護中の子どもの避難にあたっては、子どもの安全の確保や、保護者との面会交流のあり方、一時保護所職員の勤務態勢など、あらかじめマニュアルを定めておくことが望ましい。

## (3) 施設入所中または里親・ファミリーホーム委託中の子ども及び保護者

災害の全体状況を種々の方法を用いて把握しつつ、児童福祉施設や里親・ファミリーホーム等に措置又は委託した子どもの被災状況を把握し、安否確認を行う。

可能な限り児童福祉施設等を直接訪問することが望ましいが、状況によっては電話その他の手段で児童福祉施設等から情報を得る。ただし、個々の児童福祉施設への措置は複数の児童相談所から行われていると考えられることから、自治体内の児童相談所同士で協力、連携して行うことが望ましい。

また、児童福祉施設等とも協力しながら保護者等に対しても連絡を取り、子どもの状況を伝えるとともに、保護者や家族の安否確認を行い、その状況を子どもに伝えることが必要である。

なお、児童福祉施設そのものが大きな被害を受けたことを把握した場合は、入所している子どもの緊急避難場所の確保などについて、施設や本庁施設主管課とも協議しながら早急に調整を進める。また、里親・ファミリーホームにおいて、養育者の養育が困難になった場合に、代替の養育について、里親や本庁里親主管課と協議して対応を進める。

## (4) 在宅指導中の子どもと保護者

在宅指導を行っている子どもやその保護者について、被災状況の把握や安否確認ができるだけ速やかに行う必要がある。在宅指導中の子どもは、現に保護者が監護

していることから、その安全の確保などは第一義的には保護者が行うこととなるが、場合によっては被災したために一時保護などの援助が必要となっていたり、災害時の子どもへの対応について相談希望がある可能性も高いため、順次確認していく必要がある。中でも、乳幼児や障害児がいたり、ひとり親家庭などで養育環境の基盤が脆弱であると考えられる家族については、優先して安否確認などを行う必要がある。

### 3. 災害時における児童相談所各担当部署の役割分担

災害時における各担当部署の活動としては、統括部門（中央児童相談所又は本庁主管課）が、管内児童相談所を含めた関係各所の情報収集と併せて、他の自治体への援助要請や調整等を担うことが求められ、地域の児童相談所は、管轄内の児童福祉施設や里親・ファミリーホーム、在宅指導中の子どもと保護者の被災状況の確認や応援派遣業務の運営管理を行う。（表1参照）

本庁主管課は、可能な限り直ちに自治体内の情報収集と情報発信を行う。

児童相談所は、児童相談所長が対応できない場合に児童相談所長の代行として児童相談所内の適任者を選任するなどして、緊急事態に対して臨機応変に対応（意思決定、指揮命令など）をする。

また、児童相談所は、一時保護所、児童福祉施設、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の受け入れ可能人数を早急に調査する。また、それらの資源が不足している場合には、一時保護委託できる場所を早急に確保する。さらに、一時保護に際して必要な手続きについて、出来るだけ簡略化し、事後に必要なこと等ポイントをしぼった調査を行うようとする。

児童福祉司は実際に児童福祉施設等関係機関の情報の収集、在宅指導中の子どもと保護者の状況把握、新たに発生した要保護児童の把握・支援、避難所や仮設住宅または保育所・学校等の巡回等を行う。また児童福祉司以外の児童相談所職員も上記の役割を担うと共に、特に児童心理司は子どもの心のケア活動への従事が求められる。

**表1 被災初期における担当部署の役割分担**

担当部署/担当者	災害時の活動内容
統括部門 (中央児童相談所又は本庁主管課)	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県等災害対策本部との連絡調整、各自治体が個別に締結している災害時相互応援協定や各ブロック知事会及び全国知事会を通じた広域応援の援助要請</li><li>・被災状況や国等の情報収集・分析、関係部署への情報提供</li><li>・援助ニーズの確認、援助受け入れの調整</li></ul> <p>※各自治体において、中央児童相談所と本庁主管課のどちらが主体になるのかをあらかじめ決めておく。</p>
地域児童相談所	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所統括部門（中央児童相談所又は本庁主管課）との連絡調整</li><li>・管轄内児童福祉施設、里親・ファミリーホーム、在宅指導家庭等の被災状況の確認、情報の収集、分析等</li><li>・一時保護所の被災状況の確認、情報収集、分析等</li><li>・災害に伴う具体的ニーズの把握</li><li>・他の児童相談所からの応援派遣職員業務の運営管理</li></ul>

#### 4. 避難所における活動

##### (1) 災害によって家族を失うなどした要保護児童の把握と保護

###### ① 児童相談所の巡回による発見活動

避難所において児童相談所が行う活動の第一は、災害によって要保護となった児童の発見、把握と保護である。ただし、要保護児童、特に遺児、孤児となった児童が、実際に避難所で生活しているとは限らないので、これらの子どもの把握と保護は避難所だけで完結するものではないことに留意する必要がある。また、この活動を児童相談所だけで行うことは困難であるため、市区町村、学校、保育所、教育委員会等との連携を十分はかりながら実施することが重要である。

###### (V. 要保護児童調査マニュアル参照)

発災直後は避難所での要保護児童の発見・把握が中心となる。市区町村の児童相談担当職員や保健師が支援活動を開始しているため、これらの職員から情報が集約できるように連携が必要である。また避難所の責任者にも要保護児童の発見について協力を依頼する。

市区町村の行政機能が崩壊し、市区町村職員の活動が整わない場合には、児童相談所が主体となって、発見・把握のための活動をする必要がある。その際には、他の自治体から応援派遣職員を得て、同行で訪問する場合や、応援派遣職員が被災地児童相談所の通常業務を分担し、被災地児童相談所職員が避難所訪問に出か

けられるようにするなどの工夫が求められる。

避難所訪問によってただちに孤児を把握できるとは限らないが、孤児で親族等の世話をする方がいない子どもを発見した場合には、児童相談所に連絡してもらうように周知しておくことが必要である。そのために、児童相談所の連絡先を記載したチラシ等を持参する。（作成例参照）

要保護児童を発見した場合に、子どもを監護している方等に対して周知する内容としては、以下の点があげられる。

- ア) 孤児となり親族等の監護可能な者がいない子どもは、里親・ファミリーホームや児童養護施設、乳児院等で安心した生活が送れるようにできること。
- イ) 保護者と連絡が取れない等、現在その子どもを監護できる大人がいない場合には、保護者の状況が判明するまで児童相談所の一時保護所等安全な場所で生活できるように保護できること。
- ウ) 父親が死亡するなどで今後の経済的な心配がある方には、収入によっては児童扶養手当など経済的な支援を行うことが可能のこと。
- エ) 保護者が死亡したり行方不明で、成人したきょうだい、祖父母、おじおば等の親族が子どもを世話をしている場合には、養育にかかる費用を支援する「親族里親」や「養育里親」の制度があること。（おじ・おばなど扶養義務のない親族が養育する場合には「養育里親」として里親手当が支給されること。）

## ② 市区町村と連携した発見活動

市区町村機能の復旧状況を見て、避難所への訪問活動を市区町村職員主体に移行させ、児童相談所は市区町村からの情報の集約と保護が必要な子どもへの対応に重点を置く。

なお、子どもに関する情報は、保育所・学校等の方が把握しやすい場合がある。保育所・学校等が再開した際には、要保護児童の発見・把握について依頼し、これらの機関から情報が集約できるように体制を整備することが大切である。その際には、学校等の情報は教育委員会から、保育所の情報は市区町村の担当課を通じて集約できるように連絡体制を構築する必要がある。

さらに、所属機関のない乳幼児の情報は地域の保健師が持っている場合が多いことから、保健所・保健センターからも要保護児童に関する情報が集約できるよう体制を整備することが必要である。

## （2）避難所で生活する子どもの中で支援の必要がある子どもの把握と援助

次に支援を必要としている子どもの把握についてである。避難所で生活することとなった子どもは、誰もが日常生活を奪われ、制約の多い環境の中で生活することを余儀なくされている。したがって、初期段階では、避難所の全体的な雰囲気や生活物資の充足状況などをつかみ、その上で子どもたちの人数やそこでの生活ぶり

などを把握し、子どもや保護者が何を求めているかを確認することが大切である。

避難所に支援物資が供給され、日々の生活への対策が進んだのちは、何らかの症状を示すなど特に支援が必要と考えられる子どもを把握して、援助につなぐための体制を整える必要がある。しかし、避難所にいる子どもやその家族全員に直接聞いて回って全てを発見することは難しいため、児童相談所の相談活動はどんなスタッフがどのような時間帯にどこで実施しているのかといった点を示した、ポスター やチラシなどを用意（作成例参照）して呼びかける。ポスター やチラシには、親や親族など子どもを世話する者へ向け、災害が起きたときの子どもの反応やその対処法、相談先とともに示す。

また、過酷な環境の中で保護者がストレスを強め、結果として育児不安や子どもの虐待にまで至る可能性があることから、避難所の責任者等に対して、心配な子どもと保護者を発見した場合の相談や通告を促す広報活動を行う。ただし、避難所を管理・運営する者や市区町村職員にとって、生活支援の中で気になっている子どもや家庭があっても、児童相談所へ連絡する手間や時間の余裕がないことが予測されるため、児童相談所が積極的に避難所を回り、支援者とのコミュニケーションの中で把握することも重要である。

【ポスター・チラシの作成例】

# お子さんのことで相談はありませんか？

次のようなお子さんや保護者の方はいらっしゃいませんか？

**保護者の見つからない子どもがいる。**

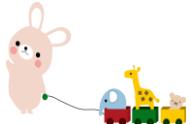
**子どものおびえがひどく、とても心配だ。**

**子どもの夜泣きやチックなどがひどくなった。**

(※チックとは、突発的で、不規則な、体の一部の速い動きや発声を繰返す状態のこと)

**保護者から離れず自分でできたこともできなくなった。**

**(保護者の方が)子どもについて当たってしまったり、いろいろしやすい。**



お子さんのことで気になることがあったり、  
ご自身の養育に不安を感じいらっしゃる場合には  
遠慮なく下記までご相談ください。  
専門の児童福祉司や児童心理司がお話を伺い、  
心理的な診断やアドバイス、必要な場合にはお子さんの保護  
または適切な相談機関へのご紹介等を行っています。

○○県○○児童相談所

住所：

連絡先：

最寄り駅：

相談受付時間：

## 5. 保育所・学校等や健診会場等への訪問

### (1) 保育所・学校等への訪問

保育所や学校等（幼稚園を含む）が再開すると、支援が必要な子どもに関する情報は、これらの機関から収集することが効果的となる。また、教職員や保育士は被災後の子どもへの対応について悩みを抱えていることが考えられる。そのため、保育所や学校等を訪問して、情報を共有すると同時に、教職員や保育士に対して子どもの心のケアに関する啓発活動を実施することが必要である。

学校においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、あるいは養護教諭が相談支援活動を実施している場合が考えられるため、これらの職員とも連携することが重要である。

保育所や学校等を訪問する目的として以下の点があげられる。

- ① 要保護児童に関する情報の収集、発見
- ② 児童相談所の活動に関するPR
- ③ 支援が必要な子どもに関する相談
  - ・子どもの心のケアに関する情報提供
  - ・教職員や保育士に対する子どもの心のケアに関する啓発活動

なお、保育所や学校等は避難所になっている場合が多く、それらの機関の負担にならないように留意する必要がある。

また、保育所や学校等への訪問活動を児童相談所のみで実施することは困難であるため、市区町村の児童相談担当部署と連携して実施することが必要である。これらの訪問活動は、応援派遣された児童相談所職員が同行して実施することも有効である。

### (2) 健診会場等への訪問

避難所から仮設住宅に居住場所が移行し、避難所における調査活動が収束する時期には、市区町村の保健センター等が実施する健診会場で、保護者からの相談を直接受ける活動を実施する。

相談の実施方法は、市区町村によって異なるため、事前に市区町村の保健センター等と十分に協議し、相談の対象や受付の手順、相談のしかたについて合意を図る必要がある。

訪問は、児童福祉司と児童心理司がチームとなって実施し、できれば精神科医師も同行することが望ましい。応援派遣された児童相談所職員がこの活動に従事することも検討する。

## **6. 児童相談所内の情報共有と進行管理**

### **(1) スタッフミーティングの実施**

児童相談所が種々の支援活動を行うにあたって欠かせないのは組織的な対応である。しかしながら、被災の状況によっては職員が常に揃うとは限らず、組織的な動きが困難に陥ることも視野に入れておかねばならない。そのため、どのような状況であっても1日1回以上のスタッフミーティングを行い、被災の状況や支援活動の内容、スタッフの勤務状況などを確認し、当面の方針を確認する必要がある。

また、ミーティングの内容は職員全員に周知されなければならないが、通常業務における情報伝達システムが機能していない可能性もあるため、情報共有の方法についても検討しておかなければならない。場合によっては壁新聞のような形でミーティング結果をすべて貼り出し、参加できなかった職員が日を追ってその内容を確認できるような工夫も考えられよう。

毎日の活動状況は記録として残していくことも大切である。

### **(2) スタッフミーティングの内容**

上部の機関や自治体内の他の児童相談所からの情報、あるいは各種報道等をもとにした全体の被災状況について概略を把握するとともに、毎日の各職員の活動状況を確認する。その上で支援活動において得られた児童福祉施設や避難所その他の情報を集約し、それらの情報を共有して被災状況や支援の現状についての認識を一致させる。また、具体的な相談活動に必要な情報を整理し、以後の活動の方向性も念頭におきながら当面の活動における緊急性や重点などを明らかにする。

## **7. スタッフの健康管理とメンタルヘルスへの配慮**

支援に当たっている職員は、過酷な勤務を遂行し、不眠不休で業務に従事するなど、日常の状態とは異なる心理状況に置かれ、身体的にも疲労が蓄積していくことが予想される。したがって、個々の職員の状態を適切に把握し、必要な休暇を保障するなどの配慮が必要となる。特に災害が大規模になると、支援活動も長期化することが予想されることから、日々の計画を立てる際にも、先を見通し、職員の状況に配慮した支援活動となるよう留意しなければならない。（1.1. 応援派遣職員へのサポート体制参照）

## **8. 援助要請と受け入れ体制の整備**

### **(1) 応援派遣による援助の要請**

災害時の活動は、予測できない事態の中で通常の業務内容と異なる業務を求めら

れ、かつ通常の業務量をはるかに上回ることが予測されるため、被災地の児童相談所だけでこれらの業務を遂行することは不可能である。したがって、災害発生直後の早期の段階で、都道府県内の他の児童相談所や他の都道府県に対して援助要請することを検討する。また、援助を要請するに当たり、各児童相談所が単独で依頼することは難しいことから、被災地の都道府県の児童相談所全体で支援希望内容を集約し、災害時相互応援協定に基づく協力自治体<sup>3</sup>あるいは全国知事会等に対して応援を要請する。大規模広域災害発生時における全国知事会の広域応援のしくみについては、「IIの1. 他の自治体からの職員派遣のしくみ」において詳述する。

なお、被災地の都道府県内に被害が軽微な児童相談所があれば、応援態勢をとつて被害が大きい児童相談所に出向き、他の都道府県児童相談所に依頼する内容や規模などを協議、検討することも必要である。

## (2) 受け入れの準備

### ① 応援派遣職員に依頼する業務の検討

児童相談所が行うべき活動を全体として検討し、被災地の児童相談所職員が担うべき業務と応援派遣職員に依頼する業務とを分け、派遣規模（応援派遣職員数、応援派遣期間など）、応援派遣職員の職種などについて整理する。応援派遣職員に依頼する業務内容に関しては、例えば震災遺児・震災孤児の調査などのように独自に活動を依頼するものだけでなく、被災児童相談所の通常業務を分担することや業務を遂行する際の補助的な業務（名簿の作成その他の事務作業など）も含めて検討する。

事前に、依頼する業務内容に応じた記録・報告用紙を用意するのが望ましいが、記録類の作成を派遣職員の仕事としてあわせて依頼することも可能である。

### ② 応援派遣職員が被災地の状況を把握できる資料の作成

応援派遣された職員が速やかに業務を遂行できるよう、以下の資料を可能な範囲で用意する。

#### ア) 管轄地域内の被害状況

イ) 被災児童相談所の被害状況やその時点での職員体制

ウ) 被災児童相談所が援助を行っている要保護児童等の現状を含めた被災地の子どもと家族の状況

なお、これらの資料は、日々のミーティングなどで確認されたものを援用するなど、被災地の児童相談所職員に過重な負担とならないよう工夫する必要がある。

なお、応援派遣を行う児童相談所は、災害の全体的な状況などは報道その他を通じて理解してはいても、実際に支援に赴く現地の状況、特に支援にあたって必

---

3 事前に防災時の協定を結んでいる自治体があることを前提とする。

要となる情報については十分承知しておらず、なるべく具体的な情報を必要としている。そこで、応援派遣を行う児童相談所等からの事前の問い合わせには、被災地の中央児童相談所または被災都道府県本庁主管課が情報を集約して適切に情報提供することが必要である。

### ③ 応援派遣業務に関する管理責任者の設置

派遣された職員が、被災地の状況を正確に理解し、応援派遣業務を円滑に遂行できるように、受け入れ側の児童相談所に応援派遣業務の管理責任者（または担当者）を設置し、応援派遣業務の調整や、受け入れ体制の準備などを一貫して管理（担当）することが適当である。この管理責任者（担当者）が、応援派遣職員受け入れ時のオリエンテーションや応援派遣期間終了時のまとめと引き継ぎなどを実施する。

派遣職員へのオリエンテーション内容としては以下の点があげられる。

- ア) 被災状況、具体的活動状況、災害対応の進捗状況の説明
- イ) 派遣職員の役割分担の明示
- ウ) 派遣職員の業務内容と業務に係るリーダーの紹介
- エ) 報告連絡系統の説明
- オ) 記録に関する説明

### ④ 応援派遣職員同士で引き継ぎできるような体制の整備

被災地の児童相談所の負担軽減のためにも、被災地の状況や支援の内容などについて、応援派遣職員同士で引き継ぐなどの工夫が必要である。被災地の児童相談所においては、そうした引き継ぎに適宜立ち会ったり、引き継ぎ書に目を通す等により、応援派遣職員による支援の状況や課題などを把握する。

なお、応援派遣職員間の情報共有や引き継ぎを円滑にするために、同一自治体から連続して応援派遣できる体制をとることが望ましい。Ⅱの1. で詳述するように、応援派遣の要請は各自治体が個別に締結している災害時相互応援協定や全国知事会の応援協定等に基づいて行うが、全国知事会では、広域応援を実施する際に「対口（たいこう）支援」<sup>4</sup>を基本とする考え方をとっている。これは、被災都道府県ごとに応援都道府県を個別に割り当てる方式であり、そうすることで情報共有と業務の引き継ぎが継続的に行えるようになる。

## 9. 関係機関や民間団体の活動との連携

### (1) 子どもの心のケア

大きな災害に直面すると、だれでも急性ストレス障害を起こし、不眠や不安・覚醒レベルの増進などが起きる。その後、適応障害や解離性症状などのP T S D

---

<sup>4</sup> 同一自治体による同一業務の支援の継続のこと。

関連症状を呈する子ども達も出現することが想定される。基本的には、被災した全ての子どもに支援が必要であり、子どもたちが本来保有する回復する力や対処する力を発揮できるよう、子どもだけでなく、子どもを取り巻く人も含めて支援が必要である。

そのため災害発生直後からできるだけ早く、児童相談所に子どもの心の相談を受ける体制を整える必要がある。この活動は、児童相談所の精神科医師と児童心理司が主体となるが、外部の医療機関とも連携して、必要に応じて紹介できるようにすることが大切である。

また、児童福祉司、児童心理司、精神科医師がチームを組んで、避難所や健診会場、保育所等を巡回することで、子どもの心の相談に応じる活動も重要である。

一方、精神保健福祉センター、子どものメンタルヘルスに関連した学会や各種団体など、公私のさまざまな機関や団体または個人が子どもの心理状態を心配して活動する可能性が高い。都道府県・市区町村教育委員会なども独自に子どもの心のケア活動を始める場合がある。子どもの心のケアはできるだけ同じ者が対応した方がよいことから、学齢児童は教育委員会、就学前児童は児童相談所が心のケア活動の主体となる等の役割分担と協力体制を、事前に協議しておくとよい。

各種団体が平常時から地元で活動していれば、連絡調整会議を開催して、災害時の役割分担について協議しておくことも有効である。災害時にボランティアの受け入れをコーディネートする社会福祉協議会とも事前に協議して、子どもの支援を行う団体名、代表者名、連絡先、活動拠点、活動内容について、災害時に情報提供を受ける仕組みを検討しておく。

## (2) 避難所での子どもの居場所作り

避難所での制限された環境や生活は、周囲で起こっていることが十分に理解できない子どもにとって大きなストレスとなる。また子ども特有のストレスへの反応が周囲の大人のストレスとなり、その大人の反応がさらに子どもに悪影響をもたらす可能性もある。そのため、避難所生活が整ってきたらできるだけ早期に、避難所内や近隣に、幼児が遊べるプレイルームやプレイコーナー、小・中学生が集まって学習や描画ができる学習室といった、子どもが活動できるスペースを確保することが必要である。児童相談所職員は、避難所等を巡回する中で、子どもの生活環境を把握し、避難所運営者などに積極的に子どものためのスペースの確保を提案する。

被災児童に対し安全で落ち着くことのできる保護された空間を提供することで、遊んだり、ぼんやりするなど自由に過ごすことが可能となり、子どもが心のゆとりや元気を取り戻せるようになる。また、保護者が安心して子どもを預け、家などの後片付けができることにより、保護者の子どもへの接し方にゆとりをもってもらうことも可能となる。

### (3) 保健機関との連携

避難所や仮設住宅等での保健師の活動は、住民に寄り添いながら実施されており、地域の情報を多く把握している。こうした保健師の活動との情報共有を図り、支援が必要な家庭に関する情報が児童相談所に集約できるように、保健機関との連絡体制を構築する必要がある。

支援が必要な家庭として保健師から情報提供を受ける対象は、具体的には、孤児・遺児を発見した場合、保護者の精神疾患等があるために以前から支援していた家庭で災害後に養育状況が悪化している場合、災害後に情緒的に不安定となり心のケアが必要な子どもも、障害児で支援が必要な状態にある場合などが考えられる。

## 10. 住民や関係機関への情報提供

### (1) 住民への情報提供

#### ① 周知が必要な情報

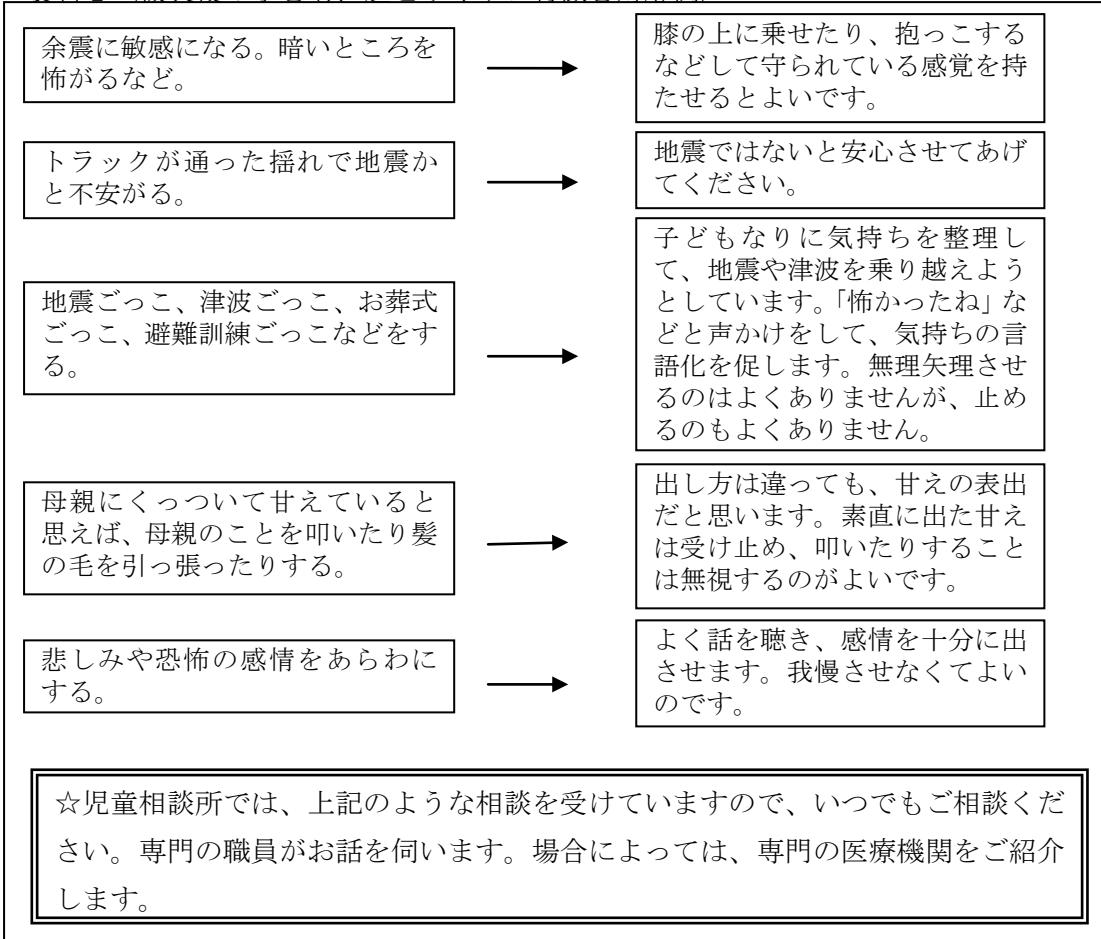
##### ア) 子どもの保護や支援に関する情報

保護者を失い、遺児、孤児となって一時的に親族などが面倒を見る子どもは多数存在する。こうした子どもたちは、当面は避難先で生活することができても、長期的な見通しが持てない場合も多いことが予想される。したがって、緊急避難としての児童相談所の一時保護制度や、子どもが安心して生活できる親族里親を含む里親制度あるいは児童福祉施設への入所等について広く周知する必要がある。（Iの4. 「避難所における活動」 参照）

また、被災した子どもたちは強いストレスを受けており、さまざまな症状を呈することが考えられるが、被災後の子どもたちに生じやすい心理的特徴や行動特徴とその対応方法について、あらかじめ保護者等に伝えておくことも大切なことである。加えて、対応に困った際に児童相談所に相談できることやその連絡先についても広く知らせることが必要である。住民各自が、必要とする支援に即した種々の施策にアクセスし、利用するためにも、このような情報提供を行うことが必要である。（資料1参照）

以上の内容を盛り込んだパンフレットを日頃から準備して、児童相談所のパンフレットと共に避難所等に配布できるようにしておくことも重要である。

### 資料1 〈被災後の子どもに起こりやすい特徴と対応例〉



#### イ) 障害児など特別な配慮が必要な子どものいる家庭の支援に関する情報

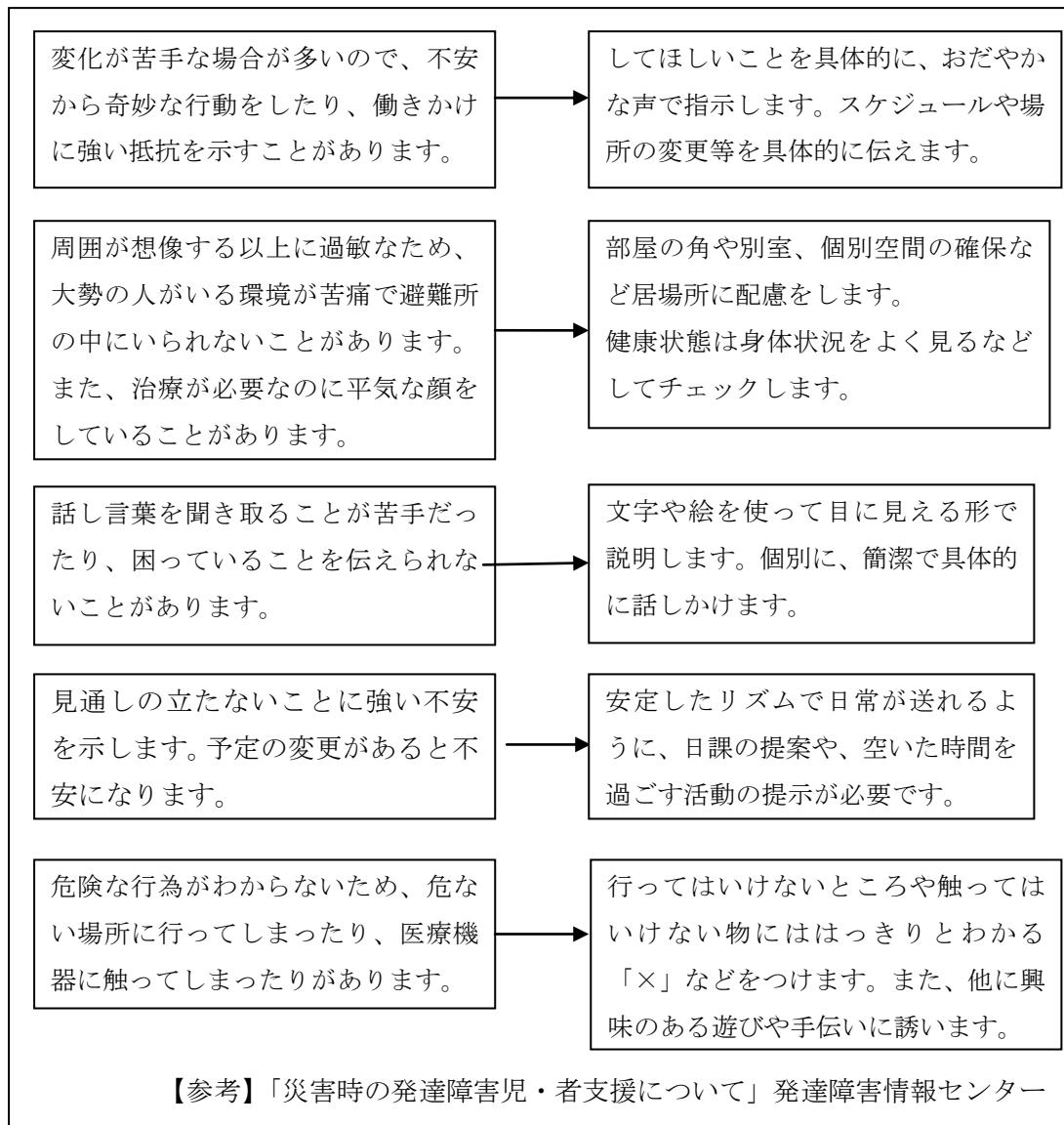
障害児の場合は、急激な環境の変化によって落ち着かなくなり、日々の生活も困難をきわめることが考えられる。したがって、心理的なサポート、日常的な介護やケアを含めた支援体制を設け、かつそうした体制があることを丁寧に知らせていくことが求められる。保護者が障害児への対応に追われるあまり、こうした情報にアクセスできないようなことがあってはならない。

また、発達障害を有する子どもなどは、避難所の住民やスタッフなどから行動特性を理解されず、誤解を生じることもあることから、保護者への情報提供とあわせて、避難所等の支援スタッフに対しても理解を求めるための情報提供を行うことが重要である。（資料2参照）

さらに、他の福祉分野と連携して、福祉避難所<sup>5</sup>に関する広報をすることも必要である。

<sup>5</sup> 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所生活において特別な配慮をする必要がある者を対象として自治体が設置する避難所。

## 資料2 発達障害のある子どもに起こりやすい特徴と対応例



### ② 周知の方法

被災している住民の多くは、情報入手手段が限られており、必要な情報が得られない場合が多い。そのため、必要な人に対してどのように情報を伝えるかを検討することが必要である。

まずは、情報を必要としている人がどこにいるかを把握しなければならないが、把握に時間がかかる可能性も高いため、必要としている人に伝わるよう広く周知していく必要がある。そのため、情報の収集と伝達とを一体のものとして捉え、被害状況の把握と支援情報の伝達、支援の実施を連動させることが重要である。

たとえば障害児とその家族などは、平常時は市区町村が関与しているため、市区町村等と連携を密にしながら情報を伝えていくことが必要である。また、児童相談

所が持っている情報を直接伝えるだけでなく、避難所の運営・管理者などの協力を得て提供する、あるいは報道機関などを通じて周知する、さらにはインターネット等を活用して広報することなども有効である。

## (2) 厚生労働省への情報提供

児童相談所が把握する被災地の情報、支援活動の状況などは、いずれも現地の状況を反映しているものとしてきわめて重要なものである。したがって、速やかに、かつ継続的に厚生労働省にそれらの情報を提供することが重要である。ただし、各児童相談所が直接報告等を行うことは効率的でなく、また困難もあると思われる所以、中央児童相談所もしくは本庁主管課などで各児童相談所の情報を集約し、厚生労働省に報告する体制を確立することが必要である。

派遣職員からの被災地の情報提供も必要である。派遣した児童相談所は、派遣の人員等の派遣実態とともに、派遣した職員からの情報を集約し、厚生労働省へ情報提供する。厚生労働省においては、こうした情報を他の都道府県等と定期的に共有することにより、応援派遣自治体が円滑に派遣体制を組むことができ、派遣される者の負担を軽減できるように支援する。

応援派遣に関する要請については、各都道府県等が個別に締結している災害時相互応援協定に基づく場合はそれぞれの協力自治体に対して、全国知事会の協定に基づく場合には全国知事会事務局に対して、応援派遣を実施するために必要な情報を提供することとなるが、これについても同時に厚生労働省に報告する必要がある。

厚生労働省は提供された情報を他の自治体と共有し、臨時、緊急の要請に対応できるように各自治体との連携体制を整えておくものとする。

なお、被災地域が広域で複数の都道府県等に及ぶ場合には、被災後3ヶ月を目処に厚生労働省において呼びかけ、各都道府県等の被災状況、対応状況を含め、共有するための会議を適切な場所において開催する。また、その後も必要に応じて、厚生労働省の呼びかけで被災地都道府県等の会議を開催する。

## (3) 報道機関への対応

報道機関への対応としては、本庁の主管課が担当することを基本とし、各児童相談所で対応する場合には固定した広報窓口を置いて対応する。特に、報道機関が独自に把握した、孤児・遺児あるいは孤児を養育する親族里親又は養育里親に取材が殺到することが予測される。そのため、直接里親家庭等に取材が向かわないよう、発災直後から取材関係者に対し配慮を求めることが必要である。

## 11. 応援派遣職員へのサポート体制

被災地において活動を行う応援派遣職員は、過酷な状況のなかで、想定外の事態に対応する支援活動を行わなければならないため、ストレスや緊張が高い環境におかれる。

こうした環境下での支援活動は負担が過重になりがちであり、自分の心身の疲弊に鈍感になることも少なくない。応援派遣職員の心身の健康を維持するために、応援派遣職員へのサポートが重要である。

### (1) 応援派遣職員の健康管理

被災地の状況によってさまざまではあるが、瓦礫などによる外傷、粉塵や衛生状態の悪化による呼吸器系、消化器系などの感染性疾患が発生しやすい。このため、応援派遣職員の健康管理について安全を十分考慮するとともに、応援派遣職員は事前の予防対策を準備する。

具体的には、防寒や防護性の高い衣服の準備、マスクの着用、うがいや手指の消毒剤、専用飲料水の携行などがある。さらに、応援派遣中は、通常と異なる環境に置かれ、疲労も蓄積しやすいので、規則正しい生活と十分な休息をとるようにする。

夏季には、熱中症や食中毒の予防（水分補給、食品の衛生管理など）、冬季には、感冒症、インフルエンザ（うがい、手洗いの徹底など）、また年間を通じて、睡眠不足などへの注意喚起が必要である。

### (2) 応援派遣職員のメンタルヘルスへの配慮

応援派遣職員のほとんどは、初めての環境での業務だけでなく、特に、喪失感や先行き不安を強くもつ被災地のスタッフや被災者との交流に際しては神経を使うこととなる。被災者によっては、強い恐怖感や不安感を感情的に応援派遣職員にぶつけ、応援派遣職員がトラウマ状態となり、支援の継続が困難になる場合も考えられる。そのため、応援派遣職員のメンタルヘルス（精神的な健康）面への配慮が重要である。被災地での支援では、何らかの精神的反応が起りうることを応援派遣職員と被災地の児童相談所職員双方が認識しておく必要がある。

さらに、現地では応援派遣職員にとって無理のないスケジュールに基づいて活動できる配慮はもちろん、十分な飲料水や食料、最低限の清潔が保てるような着替えや入浴の確保、一人で休憩できる場所の確保、話し合える環境の確保等を可能な限り考慮すべきである。

応援派遣職員が派遣元の職場に復帰した際には、いきなり通常業務に従事するのではなく、十分な休養をとるなど余裕を持って業務を再開できるようにし、派遣

業務終了後の心理的負担を軽減するように配慮する工夫も必要である。

## II 儿童相談所の応援派遣活動のあり方

### 1. 他の自治体からの職員派遣のしくみ

#### (1) 広域応援の基本的な枠組み

大規模災害の発生に備えて、自治体においては様々なレベルで応援協定が締結されており、自治体が個別に締結している協定のほか、全国知事会で全都道府県による応援協定が締結され、全国レベルの広域応援体制が整備されている。

このうち、全国知事会の応援協定では、被災した都道府県に支援を担当する県を割り当てて支援を行う「カバー（支援）県」を全都道府県で設定することとしており、これを広域応援体制の基盤として、災害の規模等に応じて、ブロック間応援や全国知事会の調整の下に行われる複数ブロックによる広域応援対応に切り替えることとしている<sup>6</sup>。

また、カバー（支援）県等の応援県は、必要に応じて被災地に先遣隊の派遣や現地支援室の設置を行った上で支援活動を行うこととしており、災害時における児童相談所の活動もこうした枠組みを活用することにより、被災地における情報共有や活動に係る業務遂行等において、派遣元の児童相談所担当課や応援職員の負担が軽減されることが考えられる<sup>7</sup>。

なお、全国知事会の協定は、各都道府県等がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではなく、むしろ、各自治体が近隣のみならず様々な自治体と協定等を締結しておくことにより、重層的な広域応援体制が構築され、様々な支援のチャンネルが確保されることを期待している。

<sup>6</sup> 全国知事会によるカバー県を中心とした広域応援体制については、「都道府県の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル」（平成25年3月、全国知事会）を参照のこと。

<sup>7</sup> 「カバー（支援）県」の考え方とは、一般的には、「対口（たいこう）支援」や「カウンターパート方式による支援」などと呼ばれているものであるが、この方式による支援には、①支援県を固定化することにより、責任を持った支援を継続的かつ迅速に行うことができる、②支援先の集中（あるいは支援の空白エリアの発生）を回避することができるといったメリットがあるとされている。

## (2) 災害規模別の応援派遣の要請順

災害が発生した場合は、被災の状況にあわせて、同一都道府県、被災ブロック知事会<sup>8</sup>、全国知事会の順番で派遣要請をする。

### ① 同一都道府県内の被災していない児童相談所からの応援派遣

まずは当該都道府県内で応援派遣の調整をし、被害の少ない児童相談所が応援を開始する。このため、平常時より、個々の児童相談所をどの児童相談所が支援するかについて、決めておくことが有効である。

### ② 被災ブロック知事会内における、カバー県<sup>9</sup>からの応援派遣

被災ブロック内（被災が1～2県を想定）において災害が発生し、被災県単独で十分な対応ができない場合は、被災ブロック内で設定したカバー（支援）県が中心となって被災県を支援する。カバー（支援）県は、被災県の災害対応を補完するとともに、被災ブロックの幹事県等と連携し必要な支援等を行う。また、必要に応じて被災ブロック内の各県（カバー（支援）県を除く）に対して、被災県への応援を依頼する。

### ③ 全国知事会の広域応援調整に基づく応援派遣

広範囲にわたって甚大な被害が発生若しくは推測され、複数ブロックによる広域応援が必要と認められる場合は、全国知事会の調整の下、複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

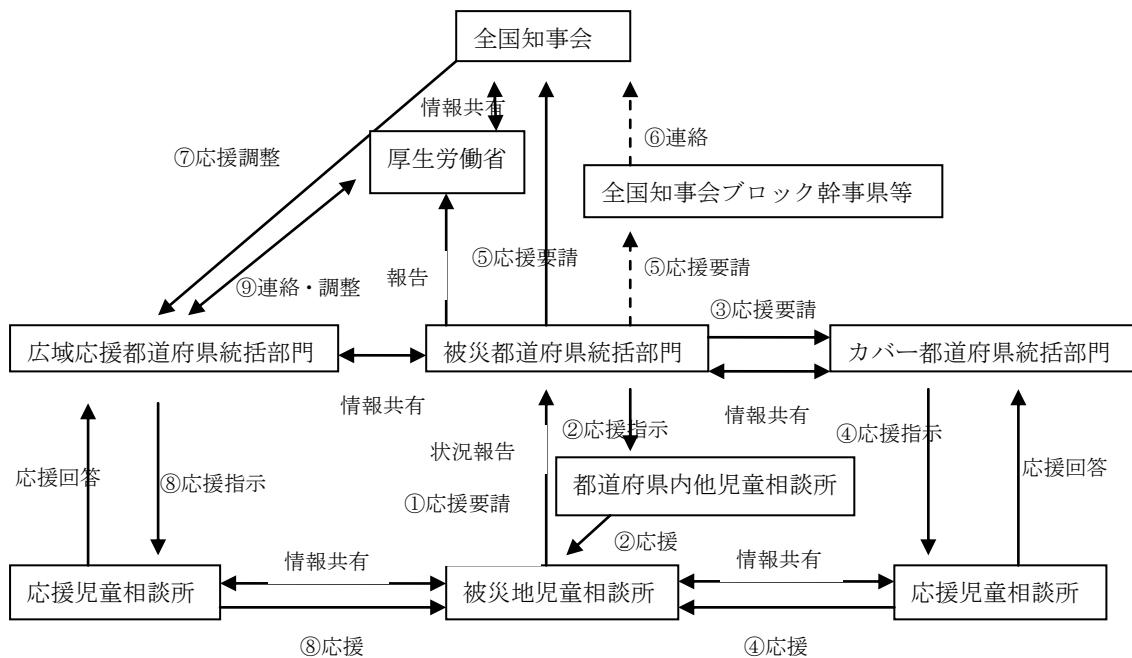
この場合、原則として対口支援方式により人的・物的な広域応援を行うこととし、対口支援の県の割当は、既存の広域応援の枠組み等を踏まえて、災害の規模、被災状況等を考慮し、全国知事会が行う。

なお、被災都道府県等は、適宜、厚生労働省に状況を報告する。厚生労働省は他の都道府県等（各ブロック知事会の幹事県等を含む。）や全国知事会と情報を共有して、円滑な応援派遣に協力する。また、厚生労働省は被災地の状況を把握して必要に応じて応援態勢について調整を実施する。

<sup>8</sup> 全国の都道府県は7つのブロックに分かれており、それぞれにブロック知事会が設けられている。（巻末資料の全国知事会協定書参照。）

<sup>9</sup> ブロック知事会内では、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（「カバー（支援）県」という）を協議のうえ、定めるものとされている。

### (3) 大規模広域災害発生時における応援派遣要請の模式図と手順



(参考:全国知事会『全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書』)  
上図中の番号に従って手順を示すと以下のようになる。

- ① 被災した都道府県統括部門は都道府県内の被害が軽微であった児童相談所に対して応援派遣を要請する。あらかじめ応援児童相談所の対応関係が自治体内で定められている場合は、それに従って応援要請する。
- ② 都道府県内の他の児童相談所は応援の可否を回答し、応援する。
- ③ 同一都道府県内の応援のみでは対応が困難な場合は、ブロック知事会内カバー県の応援を要請する。
- ④ ブロック知事会内で定められたカバー（支援）都道府県の統括部門は児童相談所職員による応援派遣を調整し、応援する。（一定規模以上の災害が発生した場合、カバー（支援）県の統括部門は、被災県の応援要請の有無にかかわらず、支援対象都道府県の被害状況や支援の要否等の情報収集を速やかに開始することが望ましい。）
- ⑤ 全国規模の広域応援が必要な場合は、都道府県内の広域応援に関する連絡担当部署を通して、全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に広域応援の要請をする。要請の際の書式（例）としては、表2の計画書を参照。
- ⑥ 幹事県等は要請を受けた場合には速やかに全国知事会に連絡する。
- ⑦ 全国知事会は、災害の規模、被災状況等を考慮し、応援都道府県を被災都道府県ごとに割り当てる対口支援の割当を行う。
- ⑧ 全国知事会の対口支援の割当により被災県を応援することとされた都道府県の統括部門は応援派遣を実施する。
- ⑨ 各都道府県は対口支援の割当に基づき応援派遣を行うが、厚生労働省は応援状況を適宜把握し、必要に応じて都道府県間の調整を行う。

(表2) 全国知事会・厚生労働省宛の応援派遣依頼・計画書（例）

	派遣依頼（内容）
	以下のような内容で職員の応援派遣をお願いしたので報告します
応援派遣先児童相談所	○○都道府県○○児童相談所
応援派遣依頼職員	児童福祉司 ○名 児童心理司 ○名 その他 ○名 それぞれの年齢、性別の希望
業務内容	( ) 要保護児童調査 ( ) 職員同行 ( ) 判定業務 ( ) 心のケア業務 ( ) その他
期間	○月○日～○月○日（○日間）
被災県連絡担当者	○○県○○部○○課○○係 ○○係長 電話： FAX： メール：
備考	

## 2 応援派遣活動の留意点

### （1）応援派遣職員の構成

派遣する職員は、登録された名簿を基に、児童福祉司、児童心理司又は行政事務職員、運転手といった多職種の混成チームを編成し、3名程度のチームを基本として選定することが望ましい。

派遣先や派遣元自治体との連絡・調整、移動手段の確保、宿舎や食料を始めとする各種物品の調達と管理、派遣チームに発生した事故やトラブルの処理などの対応のためには、行政事務職員及び運転手の確保が望ましい。

初動段階では要保護児童の把握や保護など機動的な働きが求められるので、児童福祉司が中心となり、その後の段階ではP T S D対応や児童福祉関係者のメンタルヘルスなど心のケア機能が求められてくるので、児童心理司が中心になる。

可能であれば、児童精神科医も要員に含むことが望ましい。また、災害発生直後の時期は、災害時の支援経験ある職員を派遣し、経験のない職員は、経験のある

職員と一緒に派遣したり、応援派遣活動が安定した時期に支援に携わるようにする。

## (2) 応援派遣の事前準備

被災地への応援派遣にあたって、応援派遣される職員は、個人の携行品の準備や応援派遣時の業務の引き継ぎなどに追われるため、被災地への移動や宿泊の確保、応援派遣先との調整などは、応援派遣する児童相談所の他の職員が行う。

現地への交通手段や道路事情などは、被災状況や復旧状況により変化するため、被災地の自治体の統括部門からの情報収集により、最新の情報を把握する必要がある。

車での移動の場合は、交代の運転者を確保する。燃料を持参する場合は、許容量や容器など法令を遵守する。

応援派遣職員の被災地における宿泊場所についても同様に、最新の情報を把握し、宿泊施設を確保する。また宿泊施設が利用できない場合には公共施設の一部や避難所の一部を被災者とともに利用することも考えられるため、現地スタッフや被災者に負担がかからないように、寝袋等を準備しておく。

## (3) 応援派遣職員の装備

### ① 生活するために必要な物品

着替え、寝袋、洗面具、飲料水、食料、懐中電灯、マスク、手指の消毒液等

### ② 応援派遣活動に必要な物品

身分証、腕章、通信手段、チラシ類、車のステッカー、車の補充ガソリン、道路地図等

### ③ 被災地の特性に応じた物品

防寒具、防雪対策、熱中症や食中毒対策等。車両の雪国仕様（スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン、不凍ウィンドウォッシャー液等）

## (4) 派遣時期に応じた活動内容

### ① 被災当日～2週間前後

#### ア) 被災地の状況

被災当日から数日間の間は、児童相談所を含む多くの機関や施設、およびそこで働いている職員に被害が出ている。そして通信手段も交通網も途絶し、現地では被害の全貌は全く分からない状況に陥る。

#### イ) 応援派遣職員の活動内容

災害発生直後は、通信手段の遮断等から被災地からの支援要請の発信は難しい場合もあるので、都道府県内の他の児童相談所は要請を待たず、自発的な応援や情報把握のために出向く必要がある。ブロック知事会内カバー県の児童相談所も必要に応じて応援を開始する。しかし交通網もインフラも壊滅している

可能性があるので、車に「児童相談所」と大きく明示したステッカーを張り、食料や寝具、「要保護児童発見のお願い」チラシ等を持参して出かける。

応援派遣業務は、被災児童相談所の指示に従うが、子どもの安否確認や建物等の被害状況確認、保護者への連絡、要保護児童の把握・保護等が中心になると考えられる。

② 被災 3週間～1か月前後

ア) 被災地の状況

被害の全貌が徐々に明らかになると同時に、全国からの救援活動が本格化する。逆に公私のさまざまな団体、個人からの救援物資や派遣職員、ボランティアなどが殺到する。

イ) 応援派遣職員の活動内容

応援派遣要請を受けた児童相談所職員が現地に入り、被災地の児童相談所業務に従事する。本庁の派遣要請を受けた児童相談所では、応援派遣職員の選定を行い、派遣される地域が判明すれば、既に応援に入った児童相談所から情報を得る。

派遣期間は10日間程度を目処とし、交代する児童相談所の派遣職員から直接引き継ぎが受けられるように、前後の日程を重複させたスケジュールを組む。

(表3参照)

③ 被災 1か月～6か月

ア) 被災地の状況

全国的な支援は継続し、徐々に体系化される。学校等も再開し、被災地の住民も徐々に落ち着きを取り戻し、一部では以前の生活も回復していく。しかしボランティアを中心に動員力が落ちてくるため、支援の先細りが懸念され始める。

イ) 応援派遣職員の活動内容

派遣期間は、計画応援準備期と同様に10日間を基本としてスケジュールを組む(表3参照)。ただし、この時期は被災地の要請にともない、短期の派遣から長期の派遣へと移行していく時期であるため、派遣元の児童相談所は、長期派遣への移行を考慮して派遣職員を選定する。

④ 被災 6か月～1年

ア) 被災地の状況

支援体制がほぼ整備されると同時に、避難所の閉所が始まり、仮設住宅への移転も進む。インフラもほぼ整備され、ボランティアの減少が続く。

イ) 応援派遣職員の活動内容

1か月から半年と月単位での派遣に移行する。また依頼内容によるが、児童心理司だけなど単独派遣に移行する。そのため、十分な準備期間をおいて派遣

を決定する必要がある。

(表3) 計画動員期の連絡や業務の流れ(例) (6月1日(水)から派遣と仮定)

日付	部署・担当者	業務内容
	被災地の本庁又は全国知事会	ブロック知事会内カバー県応援又は全国知事会広域応援計画に基づく応援を派遣元の本庁に依頼
	派遣元の本庁	派遣元の児童相談所に応援派遣を指示
5月18日(水) (約二週間前)	派遣元の本庁と派遣元の児童相談所	チーム編成(人選)、出張手続 現地の情報収集、宿泊先確保 出張中の業務整理
5月25日(水) (約一週間前)	被災地の本庁	派遣先の業務内容について派遣元の本庁に連絡
	派遣元本庁と派遣元児童相談所	現地情報を既に応援に入った児童相談所等から収集、物品準備
6月1日(水)	派遣児童相談所職員及びそれまで支援していた派遣児童相談所職員、被災児童相談所(派遣業務管理責任者)	午後 派遣児童相談所職員到着 ・オリエンテーション、引き継ぎ ・業務内容と動き方の確認 ・宿泊場所の確認
6月2日(木) ～7日(火)	派遣児童相談所職員	派遣業務
6月8日(水) (午前中)	被災児童相談所、派遣児童相談所職員	業務報告、業務の必要性の確認と今後必要な業務の検討
同日(午後)	派遣児童相談所職員及び次の派遣児童相談所職員、被災児童相談所(派遣業務管理責任者)	被災状況・活動経過・派遣業務遂行上の留意点などの引き継ぎ
	被災児童相談所	被災地の本庁に派遣業務の報告
	被災地の本庁	次々のクールの派遣元の本庁に業務内容の連絡
6月9日(木)	派遣児童相談所職員	離任(帰路へ)
6月10日(金) 13日(月)	派遣児童相談所職員	代休
6月14日(火) ～17日(金)	〃	報告書作成、次の派遣児童相談所に状況伝達(情報提供)、留守の間の業務整理
6月17日(金)	〃	報告会、留守の間の業務整理
6月20日(月)	〃	日常業務再開

### (5) 派遣職員の活動記録

派遣職員は、可能な範囲で、日々の活動の記録をし、被災地にいる間に活動の報告をまとめることが望ましい。被災地の児童相談所で活動記録様式を定めてある場合は、それを活用する。

報告書は被災地の児童相談所の記録として残す。交代する派遣職員に、報告書を基に被災状況や活動経過、派遣業務遂行上の留意点を伝達する。

帰着した派遣職員は、派遣元の児童相談所に報告書を提出し、本序を通じて厚生労働省に伝える。また、派遣終了後には、報告会などにより、活動状況を報告し被災地の状況を組織内で共有する。

## III 災害発生時から復興期までのフェーズ別児童相談所活動

(添付のフェーズ表参照)

各フェーズにおける状況や起こりうること、必要な業務及び留意事項について以下に示す。ただし、フェーズは固定的なものではなく、フェーズの前後にまたがって実施すべき業務もあり、臨機応変な判断が必要である。

### 1. フェーズ0

【フェーズ0は、初動体制の確立の時期であり、災害発生後概ね24時間以内を想定している。】

#### (1) 全体状況

電話、電気の不通、関係する職員の家や家族の被災、交通機関の不通と道路の崩壊、ガソリン不足など、被災地は情報からも交通の面からも孤立した状態となり、孤立した状況が数日に及ぶ場合もある。災害規模が大きくなればなるほど被災地域での自前による救援活動には限界が生じ、被災地以外からの応援が必要な状態となる。被災しなかった児童相談所は被災地の児童相談所から要請がなくても支援に動くことが必要である。

#### (2) 起こりうること

- ① 災害の規模、発生時期（季節、平日か休日か、時間帯など）により、初動体制や情報収集が左右される。
- ② 停電などにより、電話が使えない、テレビ等で情報が得られない等情報から途絶される。
- ③ 道路・鉄道の安全情報の確認ができない。
- ④ 災害発生時間によっては職員が被災し、職場へ出勤できない職員が出る。

- ⑤ 児童相談所が地域の避難所になる場合がある。
- ⑥ 飲用水、食料、日用品、ガソリン等の確保が困難。

### (3) 必要な業務

- ① 当日来所者の安否確認、安全確保と帰宅支援
- ② 職員（特に出張者）の安否確認、安全確保と本庁への連絡
- ③ 一時保護中の子どもの安否確認、安全確保と保護者・本庁への連絡
- ④ 施設入所中・里親・ファミリーホーム委託中の子どもの安否確認と保護者・本庁への連絡
- ⑤ 在宅指導中の子ども・保護者の安否確認
- ⑥ 児童相談所の建物の被害状況と使える機能の確認
- ⑦ 児童相談所の備品（公用車、通信機器、印刷機等）の被害状況と使える機能の確認
- ⑧ 帰宅できない職員の衣食住の確保
- ⑨ 被災児童の緊急保護

### (4) 留意事項

- ① 各自の安否を上司や同僚に自ら連絡する。
- ② 勤務時間外に災害が発生した場合には、出勤できる職員から執務体制を確立し、緊急時に指定された指揮命令系統に従って業務を開始する。
- ③ 児童相談所が地域の避難所になった場合、生活物資の配布と避難所管理の対応が必要となる。

## 2. フェーズI

【フェーズIは、生命・安全の確保の時期であり、災害発生後概ね72時間以内を想定している。】

### (1) 全体状況

児童相談所の災害支援として、児童福祉施設の状況把握と子どもの安否確認、在宅指導中の子どもの安否確認と支援活動、一時保護中の子どもへの支援、震災孤児・震災遺児や被災した子どもへの支援など、広範囲な支援活動が必要となる。

### (2) 起こりうること

- ① 停電、道路事情、車の燃料不足などにより救助活動、救援活動が遅滞する。
- ② 職員も被災し、災害救援の業務が増えたことで児童相談所業務の人手不足が発生する。

- ③ 児童相談所が地域の避難所になる可能性がある。
- ④ 災害発生直後の子どもはショック状態、非現実感が高まり、恐怖、不安感、身体緊張へと移行し、その後ぼんやりした態度や無気力、虚脱状態を示す子どもが見られる。
- ⑤ 子どもの身体症状、子どもの精神症状として、腹痛、吐き気、下痢、食欲不振、過食、不眠、夜泣き、赤ちゃんがえり、テンションが高くなる、イライラする等がある。

#### (3) 必要な業務

- ① 一時保護児童の安全の確保と被災地域以外の機関への一時保護委託
- ② 児童福祉施設の被災状況の確認と入所中の子ども及びその保護者の安否確認
- ③ 在宅指導中の子どもと保護者、里親委託中の子ども及び保護者の安否確認と支援活動
- ④ 避難所の救援活動
- ⑤ 震災孤児・震災遺児など要保護児童の緊急保護活動

#### (4) 留意事項

児童相談所が地域の避難所になった場合、生活物資の配布と避難所管理を担う。

### 3. フェーズⅡ

【フェーズⅡは、避難生活が安定し始める時期であり、災害発生後概ね4日目から2週間までを想定している。】

#### (1) 全体状況

保育所や学校等の再開に向けて、避難所の統合・縮小・閉所などが始まる。被災児童相談所は毎日1回、被害状況や応援の必要性を都道府県等本庁主管課に報告する。

本庁主管課は都道府県等全体の被害状況を把握・整理し、毎日1回厚生労働省に状況報告を行う。また本庁は被災地の児童相談所が必要とする応援内容を集約し、応援派遣計画を策定する。本庁は全国知事会の協定に基づき、ブロック知事会内力バー都道府県に応援依頼を行う。被害が広域に及ぶ場合には、本庁は全国知事会の広域応援を要請する。(Ⅱの1.「他の自治体からの職員派遣のしくみ」参照)

#### (2) 起こりうこと

- ① 震災孤児・震災遺児の親族などからの問い合わせが増加する。
- ② 避難所において乳幼児や障害児や特別な配慮が必要な子どもたちの状態が悪化

する可能性がある。

- ③ 避難所において、プライバシーの問題等が生じてきて、その影響から心身の不調を訴える子どもや保護者が出てくる。
- ④ 避難所での生活に不適応を示す子どもや保護者が出てくる。
- ⑤ フェーズⅠに継続して、子どもの情緒・行動面に災害時特有の症状が出てくる。

### (3) 必要な業務

- ① 情報収集（震災孤児・震災遺児、新たな要保護児童、施設入所中や里親委託中の子ども及びその保護者、在宅指導中の子どもと保護者など）と新たな要保護児童の保護。
- ② 他の児童相談所からの応援派遣職員への役割分担、必要な資料作成、必要物品の準備。

### (4) 留意事項

- ① 保育所や学校等の教職員、保健師などと連携し、要保護児童に関する情報を収集する。
- ② 避難所を巡回し、要保護児童の把握と児童相談所の活動の周知を図る。
- ③ 子どもの心のケアができる体制を確保する。
- ④ 応援派遣職員の受け入れ態勢を確立する。

## 4. フェーズⅢ

【フェーズⅢは、保育所や学校等が再開し始め、新たな避難場所に移動する家庭も出始める時期で、災害発生後概ね3週間目から1ヶ月を想定している。】

### (1) 全体状況

多くの被災者が避難所の生活に適応し始めるが、一方で急性のストレス反応を症状化させ不適応状態になる被災者が現れ始める。保育所、学校等が再開し始めることで、昼間には児童が避難所からいなくなる。また、新たな避難所に移動する被災者や、親族などを頼って避難所を離れる被災者が現れるため、移動先の把握が十分にできない状況が生じる。一方で、外部からの支援活動が組織化され本格化する。

### (2) 起こりうること

- ① 新規の要保護児童（虐待児を含む）への一時保護対応や施設措置が継続して起きる。
- ② 避難所からの転出により要保護児童の所在確認が困難になる。
- ③ 発災以前に関係機関が支援していた要支援家庭が災害に遭遇し、避難生活を余

儀なくされることによってストレスが高まり、その結果家族の問題状況が顕在化して児童虐待が発生する可能性がある。

- ④ 被災した職員は支援者であると同時に支援を必要とする被災者でもあるが、被災者としての処遇を受けることができない。そのため精神的心理的負担が限界に達し、バーンアウト状況になる職員が現れる。
- ⑤ 常態化する人手不足や円滑に効率的に業務が遂行できないため、程度の差はあっても全職員に焦燥感、無力感、疲労感が生まれる。
- ⑥ 鉄道の復旧が進まず、道路状況が改善されず発災直後よりも渋滞状況が悪化する地域もあり、ガソリン等の燃料も入手が困難な状況で、管内地域の移動に長時間が必要とする。
- ⑦ 業務連絡や情報伝達・共有に不可欠な通信機能の回復は不十分であるので、迅速で効率的な業務執行が困難な状況が継続する。

### (3) 必要な業務

- ① 新たな要保護児童を発見・保護するための活動の継続。
- ② 避難所の巡回や保育所・学校等の巡回による要保護児童発見の為の活動の継続。
- ③ 情緒的・行動面の症状を呈する子どもへの心のケア活動。
- ④ 震災孤児・震災遺児を養育する親族の、親族里親又は養育里親手続きの支援。
- ⑤ 一時保護機能、施設入所先の再建、確保。

### (4) 留意事項

- ① 地域住民に児童相談所の機能・役割を周知し、要保護児童発見への協力を依頼する。
- ② 震災孤児・震災遺児、要保護児童の把握や地域支援活動にあたっては、関係機関・民間団体との連携を強化する。
- ③ 一時保護所の被災状況によっては、被災地域以外への一時保護委託等を検討する。
- ④ 児童相談所職員が休養をとれるように配慮すると共に、メンタルヘルスに留意する。

## 5. フェーズIV

【フェーズIVは、復旧から復興に移行し、生活の再建が始まる、災害発生後概ね1ヶ月以降半年までを想定している。】

### (1) 全体状況

復興の段階に入ると被災地の状況も変化し新たな問題が出現してくる。被災者が

避難所生活から仮設住宅へ移動を始めて、生活再建の課題や家庭の問題が顕在化してくる。被災生活の長期化は、子どもの心の問題や家族関係に複雑な影響を与える、ケアを必要とする子どもや支援が必要な保護者が増加する。また、児童相談所職員による市区町村への支援も重要な業務となる。震災で被災した市区町村は、復旧・復興業務で人材が不足し、子ども家庭問題への対応は不十分となる。児童相談所職員はこうした分野に積極的に関わり、養育環境の改善に努めることが求められる。こうした対応には、地域性を考えた支援が必要で、保育所、学校等、医療機関等のあらゆる機関との連携が求められる。

なお、被災地域が広域で複数の都道府県等に及ぶ場合には、被災後3ヶ月を目処に厚生労働省が呼びかけ、各都道府県等の被災状況、対応状況を含め、共有するための会議を適切な場所において開催する。

#### (2) 起こりうこと

- ① 被災した家庭の生活再建が順調に進まないことから、子どもの虐待の発生が危惧される。
- ② 被災の長期化によって、親族里親となった人や、避難所、児童福祉施設等で支援活動を行っている人たちの疲労が高まってくる。
- ③ 要保護児童の家庭の中で、他の都道府県等へ移動するものがあらわれる。
- ④ 児童相談所の日常業務と震災復興業務が増えていく中で人手不足が生じ、他の児童相談所からの応援が必要になる。
- ⑤ 被災した児童相談所職員の疲労が高まってくる。

#### (3) 必要な業務（以下の業務はフェーズⅢから開始が必要な場合がある）

- ① 里親、要保護児童家庭巡回訪問相談
- ② 避難所、仮設住宅巡回訪問相談
- ③ 保育所や学校等を巡回訪問し、気になる子どもの把握や子どもの心のケアについて、職員の相談対応をする。
- ④ 児童福祉施設の状況を継続して把握し、ケアが必要な子どもに対する心理的な支援等を実施する。
- ⑤ 他の都道府県等に避難した要保護児童に対して、継続した支援が図られるよう、他の都道府県等の児童相談所に対して情報提供や移管を行う。

#### (4) 留意事項

- ① 職員の疲労が高まる時期であることから休養や休暇の配慮が必要である。
- ② 市区町村の行政機能が回復するまでの間、避難所や仮設住宅を巡回訪問して、現状把握と相談支援を行う。また、市区町村の行政機能の復旧にあわせて、市

区町村職員による巡回訪問活動へと移行することを検討する。

- ③ 他の都道府県等に避難した要保護家庭について、転出先の都道府県等児童相談所に情報提供や移管を確実に実施する。
- ④ 応援派遣職員は地域の特性を熟知していないため、被災地の児童相談所職員と応援派遣職員が同行訪問したり、被災地の児童相談所職員が巡回訪問するため通常業務を応援派遣職員が遂行するなどの分担が必要である。

## 6. フェーズV

【フェーズVは、復興が本格化しコミュニティの再建が始まる、災害発生後概ね半年以上1年以内を想定している。】

### (1) 全体状況

この時期になると、ほとんどの家庭が避難所から仮設住宅などに移動し、新しい地域での生活を始める。保護者の就労先がなかなか決まらなかったり、居住先の選択を巡って家族の間で意見が分かれたりすることで、家庭内でのストレスが高まる可能性がある。また子どもにとっては住み慣れた土地を離れ、新しい人間関係を形成することとなり、情緒的に不安定となる可能性がある。

被災地の児童相談所では日常業務の割合が以前と同じ水準近くまで回復すると同時に、PTSD関連を中心に新たな業務を行う必要があり、子どもの心の相談が継続する。

そのため他の都道府県等には、長期的な職員の派遣を要請することが必要になる。被災地の児童相談所と応援派遣児童相談所の職員が適切に役割分担し、通常業務と被災により新たに発生した業務を担う必要がある。

### (2) 起こりうること

- ① 保護者にDVやアルコール・ギャンブル依存症などが増加する。
- ② 子どもの虐待が増加する可能性がある。
- ③ PTSDの症状を呈している児童への心のケアが必要となる。
- ④ 被災地児童相談所職員や救援スタッフの慢性疲労とPTSDの発症の可能性がある。
- ⑤ 被災者の生活格差の広がりと被災状況の違いによる子ども同士のいじめや関係の悪化が生じる恐れがある。
- ⑥ 災害給付金や各種の保険金の受給等で家族・親族内のトラブルが増加する可能性がある。
- ⑦ 家族内での生活再建をめぐっての意見の相違が生じる可能性がある。

### (3) 必要な業務

- ① 新たな要保護児童の保護と施設入所措置。
- ② 新たに親族里親や養育里親になった家庭への支援。
- ③ 保育所、学校、健診会場等への巡回訪問活動。
- ④ 被災した子どもの心のケア
- ⑤ 他の都道府県等に転居した要保護児童に関する情報提供や移管。

### (4) 留意事項

- ① 被災地の児童相談所は、日常業務に加え被災に関連する業務が加わり、業務が広範囲に及ぶため、地域の復興に合わせて長期に渡る応援派遣を要請する。
- ② P T S D は被災者だけに現れる症状ではなく、救援活動に参加していた支援者にも生ずることがあるため、支援者的心身の状況に対する配慮が必要である。

## 7. フェーズVI

【フェーズVIは、復興対策が継続して実施され、中・長期的な支援が求められる、災害発生後概ね1年以上を想定している。】

### (1) 全体状況

災害発生から復興までには、地域社会の再建や家庭生活の安定に向けた様々な課題があり、その道のりには長期の年月を要する。そのため被災地の児童相談所は、必要な支援に関する中・長期の計画を作成することが必要である。

### (2) 起こりうること

- ① 現状の職員数では安定した対応の困難が予測される。
- ② 家庭環境・生活環境の変化によるストレス、経済問題、就労問題、精神的問題等によって家族関係や子どもの問題が顕在化する可能性がある。
- ③ 災害発生後に転出入した震災孤児・震災遺児や転出入家庭は、環境変化により要支援家庭、要保護家庭となる可能性がある。
- ④ 震災孤児・震災遺児を引き取った家庭（親族里親含む）は、被災まで日常的な交流を持ったことがない場合もあり、双方のストレスが顕在化していく可能性がある。
- ⑤ 里親等の養育者にも心のケアが必要な場合がある。
- ⑥ 支援者にも心のケアが必要な場合がある。
- ⑦ 支援者の慢性的な疲労が蓄積していく。

### (3) 必要な業務

- ① 継続的な子どもの心のケアの実施。
- ② 震災孤児・震災遺児、親族里親家庭、ひとり親家庭、障害児を持つ家庭、ハイリスク家庭や要支援家庭等への継続的な支援や見守り。
- ③ 他の都道府県等に転居した要保護児童に関する情報提供や移管。

### (4) 留意事項

- ① 中・長期的支援のための安定した支援体制のため、関係機関等を含めた役割分担を明確化する。
- ② 中・長期的視野に立った支援体制の確立及び職員体制の充実が必要となる。
- ③ 震災孤児・震災遺児を含めた子どもの心のケアのための職員のスキルアップが必要。
- ④ 里親等の養育者に対するスキルアップの支援が必要。
- ⑤ 保育士、教師、保健師、市区町村職員等に対する個別のアドバイスや支援スキルの研修が必要。

## IV 平常時の児童相談所の備え

### 1. 被災時ための準備

#### (1) 災害発生時における意思決定及び情報集約場所の整備

災害発生時には、総責任者である児童相談所長が指揮・監督確立することとなるが、災害発生時の状況によっては所長が対応できない場合も想定されることから、代行者の指定をしておくことが必要である。代行者の指定は、事前に序列化した複数案を定めておくなど、臨機応変に判断する仕組みを準備する。

また、各担当部署の役割分担についても、あらかじめ整備し周知を図っておく必要がある。特に、中央児童相談所と本庁主管課はどちらが主体となって情報収集や連絡調整に当たるのかを、あらかじめ決めておくことが大切である。

#### (2) 必要物品の準備

##### ① 情報ツール

災害発生初期は、被災状況や職員の安全確認をはじめとして、相談援助活動を行うに際してはさまざまな情報収集が必要となるため、日頃から災害に備えた情報確保の手段を検討し、準備しておくことが必要である。具体的には、災害対応型携帯電話や複数の通信手段（防災無線、衛星電話、災害時優先電話、アマチュア無線など）を整備する。また、災害用伝言ダイヤル 171 やソーシャルネット

ワークサービスを活用した災害時の連絡手段について、事前に取り決めておくことも必要である。

とりわけ、子どもに関する情報が失われた場合には、対応に苦慮することとなる。そのため、平常時から電子媒体での保存が可能なシステムを準備して、高度のセキュリティをかけた上で自治体内をオンラインで結び、本庁主管課や同一自治体内の他の児童相談所でも子どもの情報を把握できるようなシステムを準備することが有効である。

#### ② 一時保護所における非常食等の備蓄

発災時には、外部から孤立する可能性が高いので、一時保護所において3～5日間は生活が維持・継続できるように、飲食物や物品、備品等の非常時用の物資を準備しておかなければならない。物資等は、即座に持ち出しできるよう簡易に運搬しやすい状態で保管し、保管場所は、各施設が建っている地理的条件や構造に留意し、浸水など被害の影響が少なく、持ち出しやすい場所が望ましく、可能であれば複数の場所に分けて保管しておく。

非常用の物資は、飲用水や食品、懐中電灯、携帯ラジオ、寝袋などの災害対策用の備品や緊急用の医薬品や衛生用品、生活用品、文具などの他、入所する子どもの特性（乳児ならオムツや粉ミルクなど）にあわせた物品も備蓄しておく。

#### ③ 児童相談所に備えておくべき物品（表4【備蓄すべき品目】参照）

被災状況に即応できる種々の備品、物品等を備蓄しておく。上記一時保護所と同様の物品が想定され、これらは1か所に集中させるのではなく、分散して保管することが肝要である。また、車を保有している場合は、ガソリン、道路地図なども確保する必要がある。

備蓄物資に関しての管理責任者を定め、物品は管理台帳に記載したうえで、定期的に物資の更新や機能の点検、使用期限の確認を行う。

#### ④ 避難所としての準備

地域社会において児童相談所の存在は周知されているため、指定避難所ではないものの、災害発生時には近隣住民が多数非難してくることも想定される。そのため、地域の防災計画や児童相談所の地理的環境、周囲の避難所となりえる施設・建物を考慮して、必要な物資の備蓄を都道府県等本庁主管課と検討しておく必要がある。

[表4：備蓄すべき品目一覧表（参考例）]

	物品	備蓄状況
	保存食（アレルギー児への対応にも配慮する）、飲料水、粉ミルク、貯水のためのポリタンク、簡易食器、紙コップ	
	衣料品（下着、タオル、作業衣、雨具、防寒具など）	
	寝具、毛布	
	携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、洗面用具	
	救急用医薬品（消毒液、担架を含む）、手指消毒用品、オムツ、生理用品	
	工具等（シャベル、大工道具等一式、ヘルメット、ガムテープ、バケツ等）、文具（油性マジック、白紙、はさみ、セロテープ等）	
	ビニールシート、ロープ、はしご	
	携帯ラジオ、防災無線	
	懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター	
	発電装置や電池	
	燃料（灯油、ガソリン、固形燃料など）	
	携帯カイロ	
	自転車、タイヤの空気入れ	
	児童相談所職員（派遣職員用も含む）であることを明らかにする腕章、ゼッケン、名称入りの上着など。	
	緊急車両であることを示すステッカー	

### （3）整備しておく情報

発災直後には通信・IT機器が使用不能になる可能性が極めて高いので、初動段階からしばらくの間は文書による情報が必須である。

これらの情報には守秘義務のあるものや高度のプライバシー情報が含まれているので、情報収集に関しては、遗漏のない管理をしなければならない。また、情報の内容が日々変化するものも含まれているので、適宜情報を更新することが望ましい。

整備すべき文書による情報としては以下の項目がある。

	整備すべき情報	整備状況
	一時保護児童と保護者の名簿	
	施設入所児童台帳	
	里親台帳と委託児童一覧	
	在宅指導児童台帳	
	全職員の住所、自宅と携帯電話の番号、職員個人の緊急時連絡先	
	管内道路地図	
	管内児童福祉施設要覧	
	指定避難所一覧	
	管内小中学校・保育所一覧	
	管内保健機関一覧	
	その他の管内官公署一覧	

#### (4) 地域への周知

児童相談所が避難所や仮設住宅を巡回訪問しても、児童相談所は虐待対応の行政機関と認識されている場合が多いため、地域住民から警戒されたり怪訝に思われるたりする可能性がある。そのため平常時から、市区町村公報や自治組織の回覧情報を利用して、児童相談所の子ども家庭相談業務全般の周知とともに、災害時における児童相談所の役割を周知することが必要である。

また、消防署、警察など関係官公署に、災害弱者である障害児、子ども、女性が多く利用する施設であることも事前に周知しておくべきである。

#### (5) 関係機関との連携のための準備

##### ① 市区町村

管轄内の市区町村児童相談担当部署に対し、災害時の児童相談所の動きについて周知し、要保護児童の把握や保護など、避難所等での活動について協力を依頼する。また、市区町村の児童相談担当部署が機能しない場合のために、市区町村が支援していた家庭に関する情報提供の方法についても取り決めておく。

それとともに、災害発生後に起こりやすい家族や子どもの問題について、背景や要因、対応の仕方を含めて、市区町村に周知しておく必要がある。

##### ② 児童福祉施設や里親

児童福祉施設や里親等に措置または委託した子どもとその保護者について、災害発生時の安否確認に関する連絡方法について、児童福祉施設や里親等と確認しておく必要がある。

## **2. 応援派遣のための準備(自治体内研修の実施と派遣職員の名簿登録)**

応援派遣の要請があれば、ただちに応援派遣職員が活動に従事できるように、各自治体内の児童相談所職員研修では、災害時の児童相談所活動に関する研修を必ず取り入れ、被災した場合の対応と共に、応援派遣時に求められる活動と心構えについて、職員が理解しておくようとする。さらに、研修を受けた職員の中から派遣候補者を登録して、派遣職員名簿を準備しておくこととする。

1回に派遣する職員は、児童福祉司、児童心理司、行政事務職員、運転手など多職種が混在した形で編成し、最低3名を確保する。派遣候補者として名簿に登録する職員は、十分な人員を確保する。

また、災害発生時における児童相談所活動は、全国知事会の広域応援協定に基づき全都道府県で設定するカバー（支援）県体制の枠組みなどを参考にして行うこととしていることから、都道府県統括部門においても、各ブロックにおけるカバー（支援）県の設定状況や広域応援の仕組みを確認するとともに、支援対象都道府県との連絡窓口や災害時の体制等を適宜協議しておくことが望ましい。

## **3. 災害時を想定した研修内容**

### **(1) 避難所訪問などアウトリーチ型支援<sup>10</sup>の方法に関する研修**

災害発生時には、避難所を巡回しながら要保護児童を把握し、必要に応じて保護するといった活動が必要となる。また、保育士や学校教員等からの連絡や相談を受けて、家庭訪問を行ったり、保育所や学校等を巡回訪問して、相談支援を展開する活動も必要である。

これらの活動には、通常の児童相談所の相談業務とは違う手法が求められるため、こうした災害時に活用できる「アウトリーチ型支援の方法」に関する研修を実施する必要がある。

### **(2) 被災後の子ども家庭相談ケースの特徴に関する研修**

震災発生後の子ども家庭相談の傾向として、虐待やDVが必ずしも多くなかった地域においても、震災後半年・1年と経過する中で、保護者の精神疾患ケースや虐待・DVケースが増加する可能性がある。こうした傾向の背景には、震災によって家や財産や仕事や家族を失った喪失感、月日が経過しても先が見えない不安、復興が進まないことへの苛立ち、再就職がかなわない等、自分の生活の再建が思うように進

---

<sup>10</sup> アウトリーチ型支援とは、地域において社会的なつながりから孤立しフォーマルな援助に結びついていない人々を発見して、支援や情報提供を実施するため、専門職が出向く形態の支援の方法である。

まないことへの不安や怒り等が蓄積し、ストレスと緊張が過度に強い中での生活を強いられていることが影響していると考えられる。

そのため、市区町村職員を含めて、震災発生後の深刻な子ども家庭相談に関する研修を取り入れる。

### (3) 子どもの心のケア

被災後の子どもたちに生じやすい心理的特徴や行動の特徴及びその対応方法について、あらかじめ理解しておくことが必要である。そうすることで、避難所や避難先における子どもへの対応に関して、保護者に適切な助言ができるようになる。

また、長期にわたって顕れるP T S D関連症状に対する理解を深めておくことも必要であり、平常時から児童相談所や市区町村職員の研修に、被災後の子どもの心のケア活動に関する事項を組み込んでおくことが必要である。

### (4) 災害発生時を想定した緊急対応の訓練

災害発災時には、即時かつ同時に対応しなければならないことが多数存在するため、平常時からの準備と対応訓練が極めて重要である。災害対応訓練は震災・火災・風水害など児童相談所が設置されている地理的・気象的・社会的状況を十分に勘案して立案・実施し、絶えず訓練計画を見直さなければならない。

事前の役割分担に従って、まず一時保護児童と来所している子どもと保護者の避難・誘導を優先的に行うべきであり、避難誘導にあたっては被災の状況に合わせて最も安全な場所を選定しなければならない。これらの判断・意志決定と行動を臨機に即応できるよう訓練しておく必要がある。職員は複数ある役割のうちどの役割になるかは不明であるので事前にシミュレーション訓練する

訓練は年に1回以上実施する必要がある。訓練実施後は評価を加え問題点を洗い出し、マニュアルやガイドライン、災害対応実施要領などの改善に努めなければならない。

## V. 要保護児童調査マニュアル(避難所における要保護児童調査のために)

各都道府県等において、市区町村や教育委員会と協議した上で、震災孤児・震災遭児等の要保護児童調査マニュアルを整備しておくことが必要である。

### 1. 事前準備

#### (1) 学校等との情報共有協定

各児童相談所または各都道府県等は、管轄各市区町村や各教育委員会と、大災害時の震災孤児・震災遭児等要保護児童生徒情報や、震災以前から要保護児童対策地域協議会管理台帳に基づき支援していた子ども等に関する情報共有に関する協定を結ぶ等、事前に情報共有について了解を得ておく。

なお、全ての児童生徒分を共有する必要はなく、共有の必要性がある情報でも可能とする。その場合、事情によっては「児童福祉法第25条に基づく要保護児童の通告」という方法も可能である。

#### (2) 市区町村との情報共有協定

各児童相談所または各都道府県等は、管轄各市区町村と災害時の子どもに関する情報の共有方法について協議しておく。特に、要保護児童を発見した場合の早急な連絡と避難所情報の提供については必ず明記する。

また、保育所入所児童の情報についても、(1)の学校等の情報共有協定と同様に、情報共有を得られるように準備しておく必要がある。さらに、市区町村の保健部門から得られる要保護児童に関する情報についても、同様に共有できる仕組みを整えておく必要がある。

#### (3) 避難所情報の確認

災害に備えて各市区町村ではハザードマップ（被災想定図）の策定が進んでいるが、それらが作成されたら必ずその情報を管轄児童相談所が収集する。そこには以下のような情報が網羅されていることを確認する。

- ① 学校や公民館など避難所として設置が予定されている施設名
- ② その住所
- ③ 収容定員（想定収容人数）
- ④ 管理責任者名
- ⑤ 地図

児童相談所では①～⑤を1つにまとめて管轄市区町村ごとに保管し、年1回は情報の更新を図る。

#### (4) 避難所向けポスター・チラシの事前作成（別紙参照）

避難所向けのポスター・チラシを事前に作成しておく。ポスター・チラシの内容は、以下の内容を含むものとする。

- ① 孤児・遺児の定義
- ② 上記の子どもを見つけたり気づいた場合の連絡先
- ③ 児童相談所が提供できる支援の内容

### 2. 間接調査

災害が発生し、多くの人々が避難所での生活を始めたら、児童相談所は要保護児童の発見、保護の取り組みを開始する。しかし広い管轄地域を抱え、交通手段や通信手段も途絶している状況で、児童相談所職員だけですべての避難所を訪問することは困難である。

そのため、市区町村職員やボランティア、避難所の責任者等に必要な調査・広報項目を伝達し、情報提供の依頼をする。その場合、各市区町村に対して、上記のポスターを避難所開設と同時に掲示することを依頼する。

また被災地の児童相談所は応援派遣児童相談所職員と協力して、できるだけ早い時期に管轄地域の避難所を巡回し、各避難所でポスターが目立つ場所に掲示されるように依頼する。

### 3. 直接調査

#### (1) 必要性

避難所等にポスターが掲示されていても気づかない人もいるため、避難所に避難している人たちの中で要保護児童を監護している人や、その存在を知っている人がいないかの調査を、被災地の児童相談所職員や応援派遣児童相談所職員、当該市区町村職員、ボランティアなどで分担して、直接聞いて回る。

#### (2) チラシの持ち込み

被災地の児童相談所や市区町村では印刷機（コピー機）が壊れていたり、用紙が不足したりする等で大量の印刷ができない場合もあるので、応援派遣児童相談所職員が大量に印刷して持参する。

#### (3) チラシの内容

チラシの内容はポスターと同様とする（別紙参照）。ただ連絡先は各管轄児童相談

所となるため、その欄は地域に合わせて変更する必要がある。

#### (4) 調査の方法

避難所に避難している方々には、下記のような手順で調査を行う。

- ① 首から下げた身分証明書を見せながら自己紹介。
- ② 避難所のポスターに気付いたかどうかの確認。
- ③ 気付いても、気付いていなくても、用意したチラシを手渡し、「もし気付いたら連絡してください」と依頼する。
- ④ 本人が要保護児童の世話をしている場合には、できるだけ静かに話ができる場所で詳しく話を聴き、今後の連絡方法を確認する。

#### (5) 調査回数

避難所は人の入れ替わりがかなり激しいため、できれば最初の3か月ほどは月2回程度実施する。その後の必要性は、避難所責任者と相談しながら決定する。

#### (6) 保護の方法

避難所等で発見された要保護児童を一時保護する場合には、児童相談所職員であることを明示し、必ず避難所管理人等の責任者立ち会いの下で実施する。児童相談所職員以外の者が、偽って子どもを連れ去ることがないように、避難所の管理人等には注意を促しておく必要がある。

## <別紙>要保護児童調査のポスター及びチラシ（案）

被災されたみなさまへ

○○都道府県

保護者が行方不明等の子どもの発見・連絡のお願い

このたびは大変な災害にあわれ、心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害により、遺児（ひとり親になられたお子さん）、孤児（両親が亡くなられたお子さん）、保護者と連絡が取れないお子さん（以下「要保護児童」とします）がいらっしゃる可能性があります。そのようなお子さんは、早急に発見して保護を行う必要があります。また親族の方々や友人・知人の方々で、このようなお子さんをお世話されている方もいらっしゃると思います。

このようなお子さんを発見された場合は、早急に下記までご連絡ください。またこのようなお子さんを現在お世話され、今後も長期にわたりお世話されることを希望される方には、児童相談所等が責任を持つて必要な支援を行いますので、下記までご連絡をお願いします。

### 1 目的

災害により保護者が亡くなったか行方不明になったお子さんを、早期に安全な場所に保護すると同時に、保護者の代わりにお世話をされている方には必要な支援を行います。

### 2 対象

遺児（ひとり親になられたお子さん）、孤児（両親が亡くなられたお子さん）、保護者と連絡が取れないお子さん

### 3 支援方法

- (1) 孤児で親族等のお世話をする方がいらっしゃらないお子さんは、里親・ファミリーホームや児童養護施設、乳児院等で安心した生活が送れるようにします。
- (2) 保護者と連絡が取れない等、現在そのお子さんを世話する大人がいらっしゃらない場合には、保護者の状況が判明するまで児童相談所の一時保護所等安全な場所で生活できるように保護します。
- (3) 父親が亡くなられるなどで今後の経済的な心配がある方には、収入によっては児童扶養手当など経済的な支援を行うことが可能です。
- (4) 保護者が亡くなられたり行方不明で、成人したきょうだい、祖父母、おじおば等の親族の方がお子さんをお世話されている場合には、養育にかかる費用を支援する「親族里親」や「養育里親」の制度があります。

### 4 連絡先

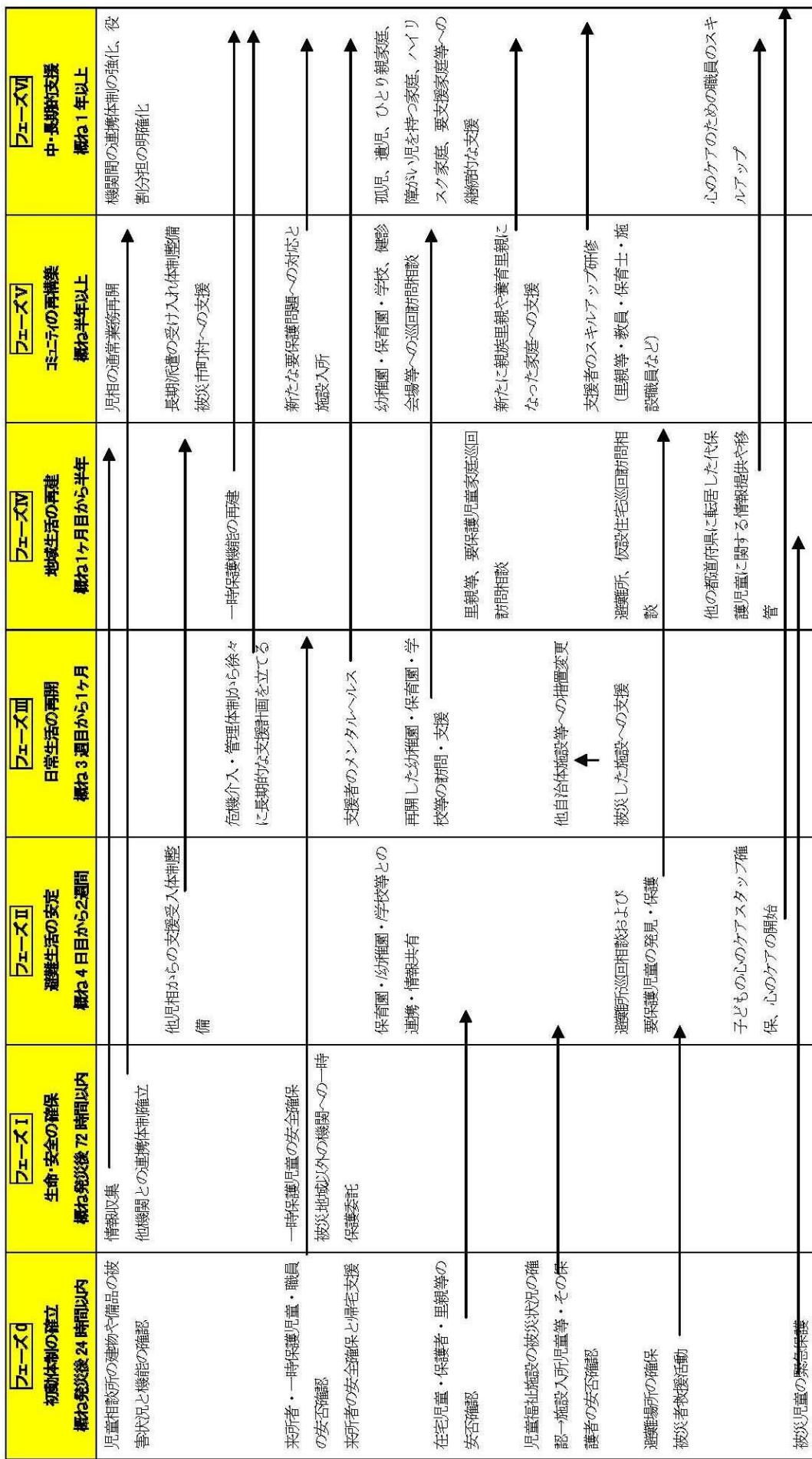
○○都道府県○○児童相談所

住所：

電話番号：

（注）電話がつながらない等で直接に児童相談所に連絡が取れない場合には、市区町村の児童福祉担当部門の職員にご連絡ください。

別紙：フェーズ表



## 【参考文献】

災害時の対応マニュアル策定の際に参考となる文献として以下のものがある。

1. 『全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書』全国知事会 平成 24 年 5 月 18 日
2. 『災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児童相談所活動に関する研究』厚生労働科学特別研究 平成 23 年度研究報告書（主任研究者才村純）平成 24 年 3 月
3. 『東日本大震災宮城県東部児童相談所の 200 日～石巻圏域における被災児童への支援～』宮城県東部児童相談所 平成 23 年 9 月 28 日
4. 『東日本大震災における児童相談所の初動並びに初期対応に関する検証報告書』宮城県東部児童相談所・宮城県東部児童相談所気仙沼支所 平成 24 年 2 月 13 日
5. 『災害時における家族支援の手引き—乳幼児をもつ家族を支えるために』「災害時における家族支援の手引き」編集委員会編 平成 10 年 3 月 31 日
6. 『児童相談所災害対応マニュアル—阪神・淡路大震災の体験から』兵庫県児童相談所 1997 年
7. 『大震災と児童相談所』兵庫県児童相談所 1996 年
8. 『社会的養護における災害時「子どもの心のケア」手引き』日本子ども虐待防止学会社会的養護ワーキンググループ 平成 23 年 3 月
9. 『心理的応急処置（サイコロジカル・ファーストエイド：PFA）フィールド・ガイド』WHO 2012 年（国立精神・神経医療研究センター監訳）
10. 『自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック』日本自閉症協会 平成 24 年 3 月  
—自閉症のあなたと家族の方へ—  
—支援する方へ—
11. 『災害時の発達障害児・者支援について』発達障害情報センター 2011 年 4 月
12. 『都道府県の広域応援体制におけるカバー（支援）県の主な役割・活動モデル』全国知事会、平成 25 年 3 月